

平成22年度普通会計決算状況について

1 決算規模

平成22年度は引き続き県税収入等の歳入環境が厳しい中において、「青森県行財政改革大綱」に基づく財政健全化努力の徹底を図るとともに、国の予算で大幅減となった公共事業費等の縮減幅にも配慮しつつ、雇用の創出に資する施策について積極的な対応を図ったほか、東北新幹線全線開業対策等、「平成22年度「選択と集中」の基本方針」に掲げた5つの戦略キーワードに基づく施策の重点化に努めたところである。

また、前年度に引き続き、年度途中における国の経済対策にも呼応し、本県の厳しい経済・雇用情勢と県民生活の安心確保のための施策を可能な限り実施した。

一方で、去る3月11日に発生した「東日本大震災」の影響により例年にない事故繰越も発生する状況となった。

こうしたことから、平成22年度の普通会計の決算額は、

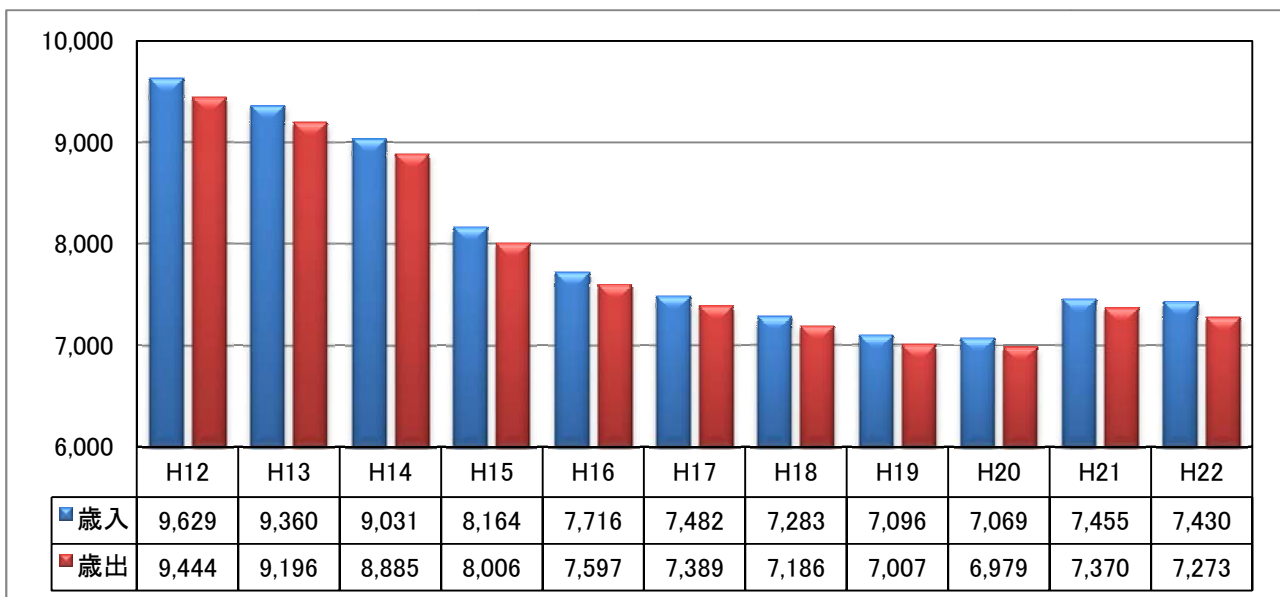
歳入 7,430億 960万1千円（前年度 7,455億3,749万6千円）

歳出 7,273億1,612万9千円（前年度 7,369億7,420万6千円）

と、前年度に比べて歳入で▲0.3%（▲25億2,789万5千円）、歳出で▲1.3%（▲96億5,807万7千円）の減となった。

〔歳入・歳出決算額の推移〕

（単位：億円）



歳入、歳出ごとの主な増減要因は次のとおりである。

歳入において、**地方税**は、核燃料物質等取扱税が条例改正による税率の引き上げにより35.5%（39.5億円）の増、不動産取得税が33.2%（16.8億円）の増となったものの、**地方法人特別税（国税）**への移行に伴い、**法人事業税**が▲21.9%（▲40.1億円）の減となったほか、**個人県民税所得割**が▲5.6%（▲17.3億円）の減、**固定資産税**が▲67.9%（▲12.2億円）の減となったこと等により、全体では▲0.4%（▲5.9億円）の減となった。

地方譲与税は、地方法人特別譲与税への移行等により80.5%の増。

地方特例交付金は、児童手当及び子ども手当特例交付金の創設等により35.1%の増。

地方交付税は地方財政計画の伸び等により、5.1%の増（**臨時財政対策債**は26.6%の増、両者の合計では9.2%の増）。

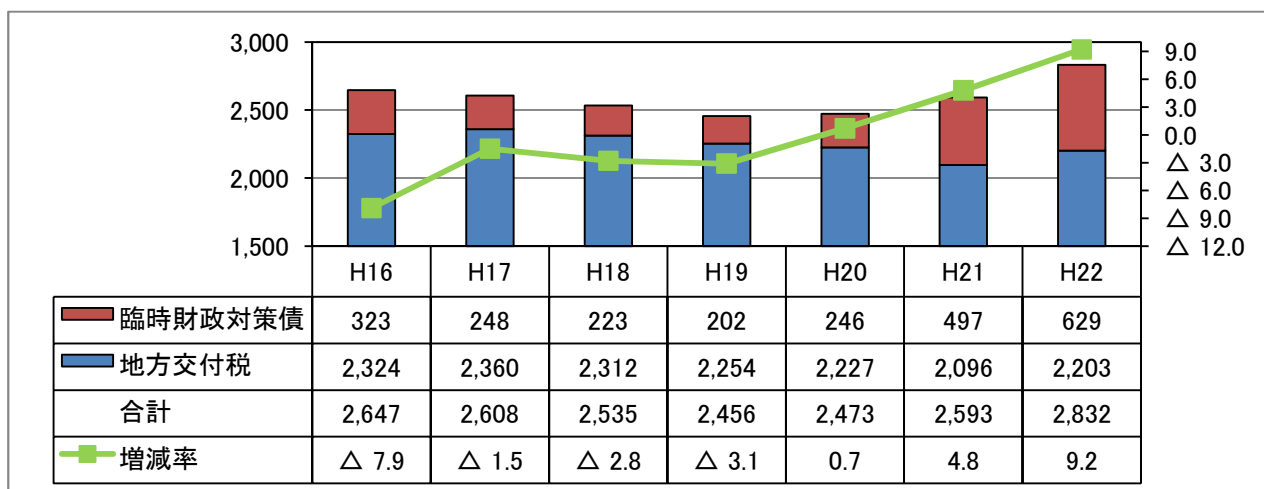
国庫支出金は、前年度の経済対策による国からの交付金等が多額であったこと及び公共事業の減等により▲26.1%の減となり、一方で前年度の経済対策により積立てた基金からの繰入の増等により繰入金は65.0%の増。

地方債は、臨時財政対策債が大幅に増となったものの、公共事業の減等により0.0%とほぼ前年度同。

以上により、**歳入全体**では▲0.3%の減となったものである。

〔地方交付税総額の推移〕※臨時財政対策債は発行可能額ベース。

（単位：億円、％）



歳出においては、**義務的経費**は、人件費が、定員適正化の着実な実施による職員数の減のほか、給与改定の影響等により▲1.6%の減となったものの、**扶助費**が生活保護費の増等により16.1%の増、**公債費**が臨時財政対策債に係る元利償還金の増等により3.3%の増となったこと等から、**義務的経費全体**では1.1%の増。

投資的経費は、国公共事業費の削減等により普通建設事業費が▲7.1%の減（補助事業費▲17.9%の減、単独事業費は並行在来線鉄道資産の取得及び設備整備等により9.1%の増）となったこと等から、**投資的経費全体**では▲6.7%の減。

その他の経費は、補助費等が金矢工業団地円滑化対策費補助の増等により9.4%の増、貸付金が被災中小企業者に対する制度融資貸付金の増等により29.1%の増となったが、積立金が前年度に介護職員処遇改善等臨時特例基金等の国の経済対策に係る積立てが多かったこと等から▲64.6%の減となり、**その他の経費全体**では▲0.9%の減。

以上により、**歳出全体**では▲1.3%の減となったものである。

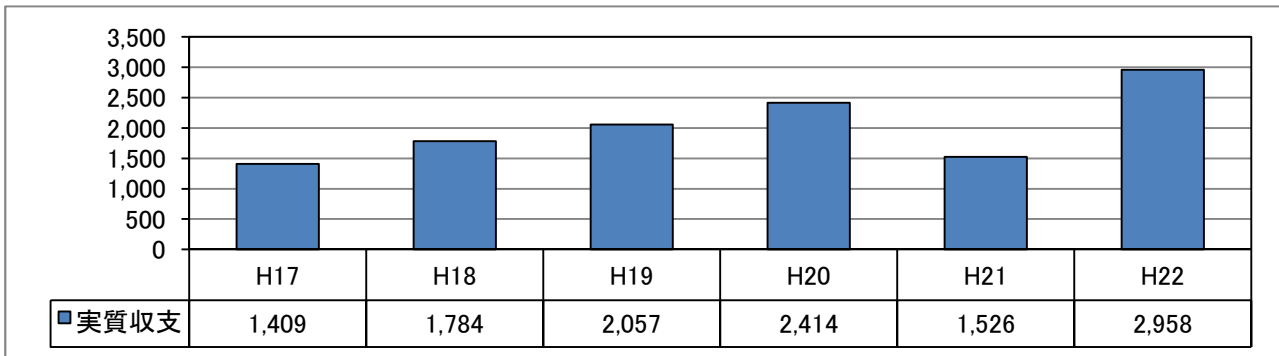
2 決算収支の状況

(1) 実質収支

平成22年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、156億9,347万2千円の黒字。
この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源127億3,573万6千円を控除した実質収支は、29億5,773万6千円の黒字。

〔実質収支決算額の推移〕

（単位：百万円）



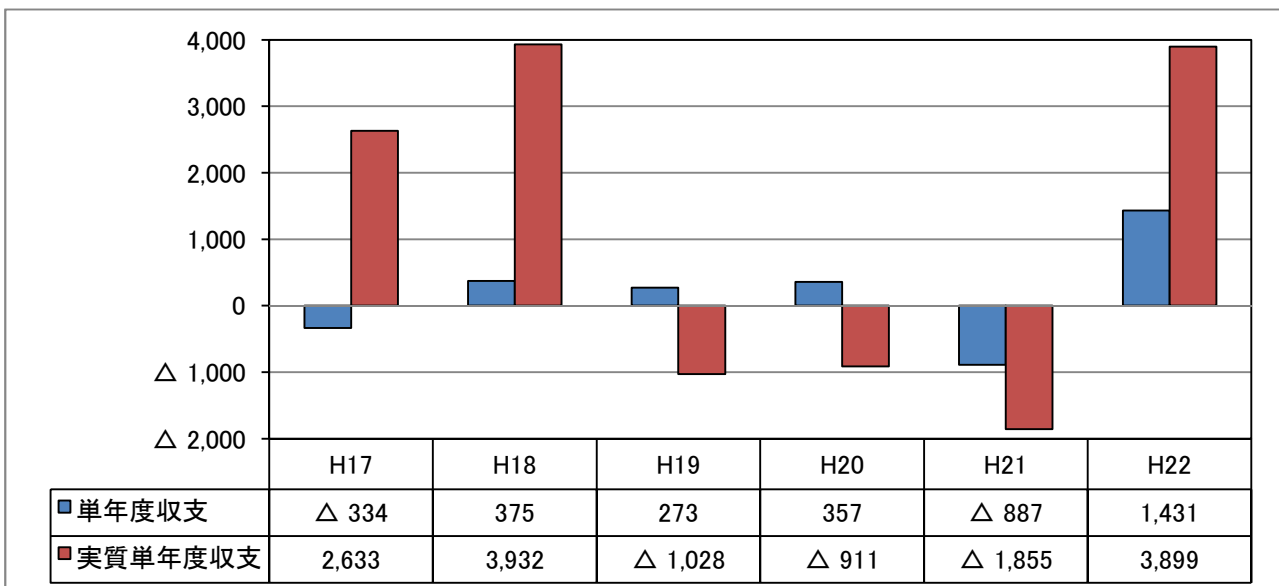
(2) 単年度収支及び実質単年度収支

平成22年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、14億3,136万1千円の黒字。

平成22年度における実質的な黒字要因である財政調整基金への積立額18億1,847万2千円及び未償還元金の繰上償還額22億4,551万1千円、実質的な赤字要因である財政調整基金取崩額15億9,588万1千円を調整した後の実質単年度収支は、38億9,946万3千円の黒字。

〔単年度収支及び実質単年度収支決算額の推移〕

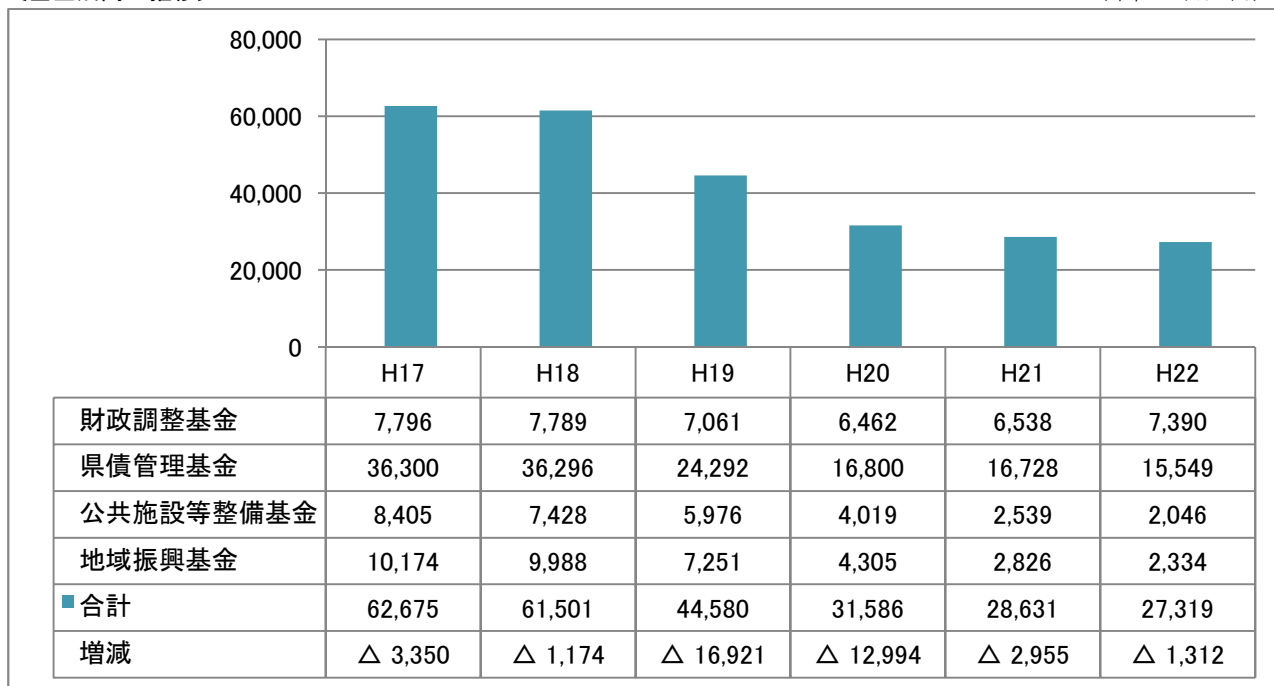
（単位：百万円）



(参考)

[基金残高の推移]

(単位：百万円)



※地域振興基金のうち地域活性化・公共投資臨時交付金分や県債管理基金のうち満期一括償還のための積立て分など特定目的のための積立て分を除く。

3 財政指標等の状況

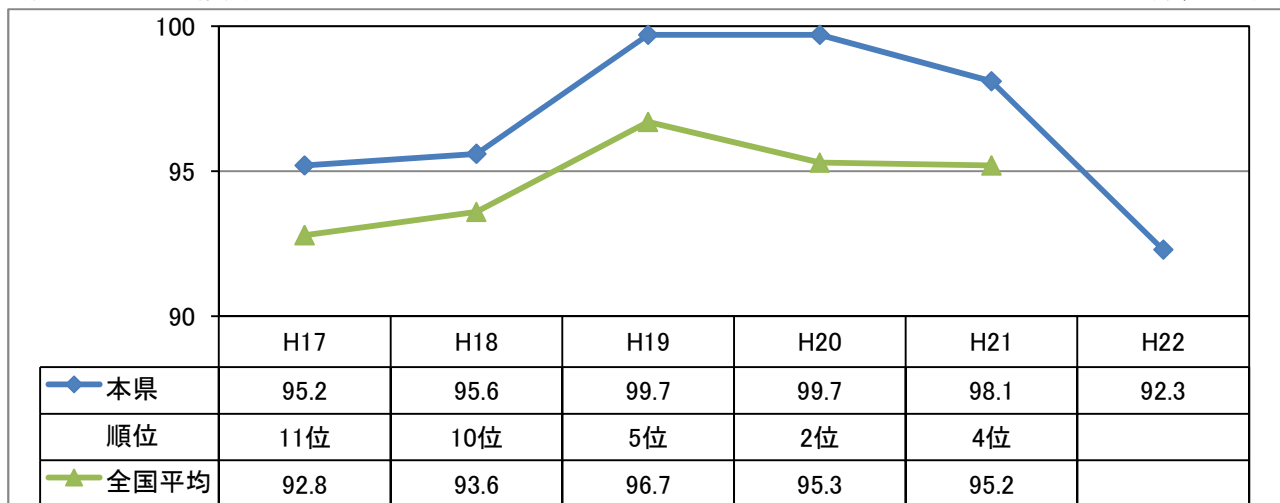
(1) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標である経常収支比率は、92.3%と平成21年度の98.1%から5.8ポイント改善した。

これは、分子となる「経常経費充当一般財源等」では、定員適正化の着実な実施、給与改定等により人件費が減となったものの、公債費（繰上償還除き）、維持補修費等が増となったこと等により1.0%の増となり、分母となる「経常一般財源等総額」では、地方法人特別税の影響で地方税が減となったものの地方譲与税が増となったほか、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税が増となったこと等により7.4%の増と改善したことによるものである。

〔経常収支比率の推移〕

(単位：%)



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

(2) 健全化判断比率及び資金不足比率

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計と普通会計に属する特別会計）における実質赤字額（実質収支における赤字額）の標準財政規模に対する比率である。

平成22年度の実質収支は黒字であり、平成21年度に引き続き実質赤字はない。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に病院事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び駐車場事業特別会計の赤字額を加えたものである。

いずれの会計についても赤字額はなく、平成21年度に引き続き連結実質赤字はない。

③ 資金不足比率

資金不足額の事業規模に対する割合であり、病院事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業特別会計及び港湾整備事業特別会計が対象となる。

いずれの会計についても赤字額はなく、平成21年度に引き続き資金不足はない。

④ 実質公債費比率

3年平均の実質公債費比率は18.1%と平成21年度の17.8%から0.3ポイント増加した。

これは、北海道・東北新幹線建設等のために発行した公債費負担が高い水準にあることに加え、平成21年度から満期一括償還地方債の元金償還相当額が増加したことによるものである。

実質公債費比率（3年平均）が18.0%以上となると、地方債の発行について総務大臣の許可が必要となり、引き続き公債費の適正管理が求められる。

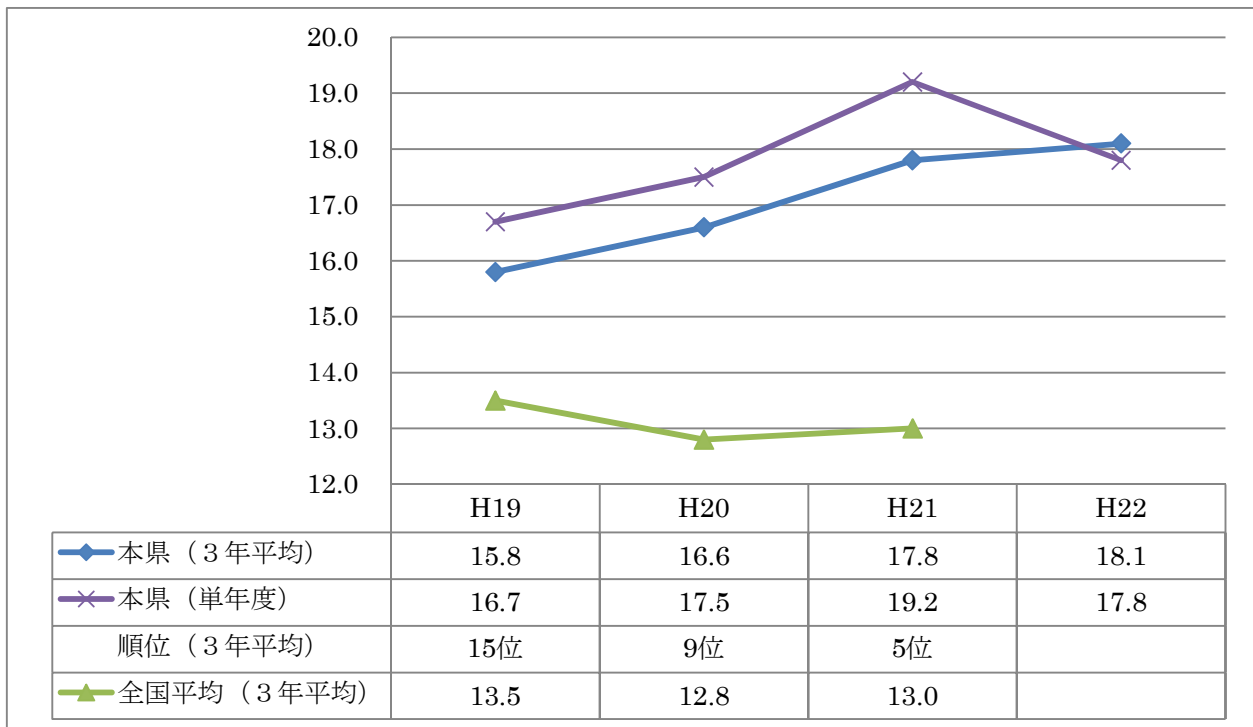
なお、単年度の実質公債費比率は平成21年度の19.2%から平成22年度においては17.8%と▲1.4ポイントの減となった。

これは、分母となる標準財政規模が臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の増により増加したことによるものと、繰上償還及び借換の実施等による公債費の平準化により、分子である地方債の元利償還金等が減少したことによるものである。

（平成21年度決算ベースで3年平均18.0%以上の団体：北海道、岐阜県、兵庫県、徳島県）

〔実質公債費比率の推移〕

（単位：％）



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

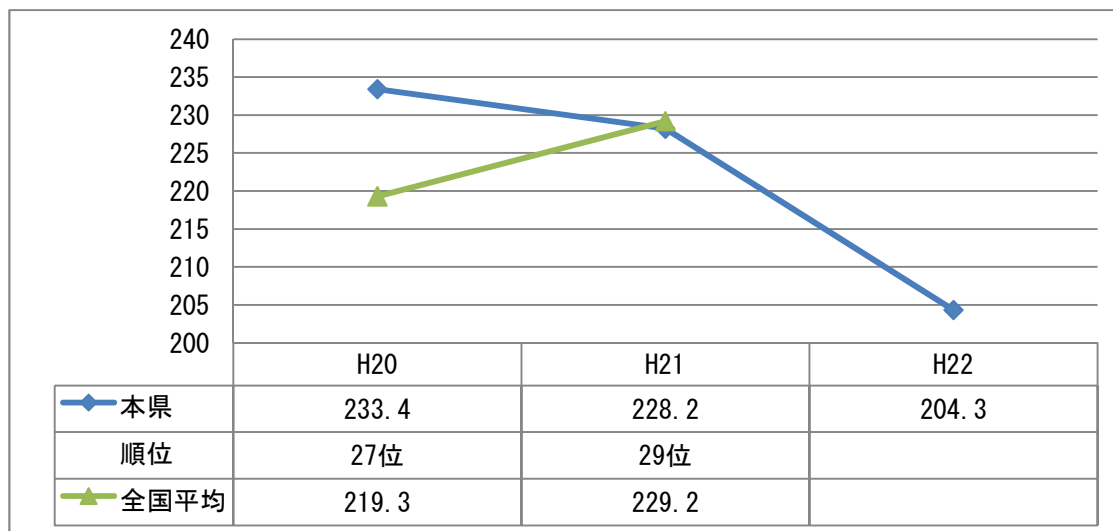
⑤ 将来負担比率

平成22年度の本県の将来負担比率は204.3%と平成21年度の228.2%から▲23.9ポイントの減となり将来負担が軽減。

これは、分子（公債費、退職手当等将来的に県が負担する額の合計額）が減になるとともに、分母（標準的な一般財源収入）も増となったことによるものである。

【将来負担比率の推移】

(単位：%)



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

【健全化判断比率の推移】

(単位：%)

	H21	H22	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	20.0
実質公債費比率	17.8	18.1	+0.3	25.0	35.0
将来負担比率	228.2	204.3	△23.9	400.0	—

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置により、20～21年度決算 25%、22年度決算 20%、23年度決算 15%となる。

【資金不足比率の推移】

(単位：%)

	H21	H22	増減	経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	

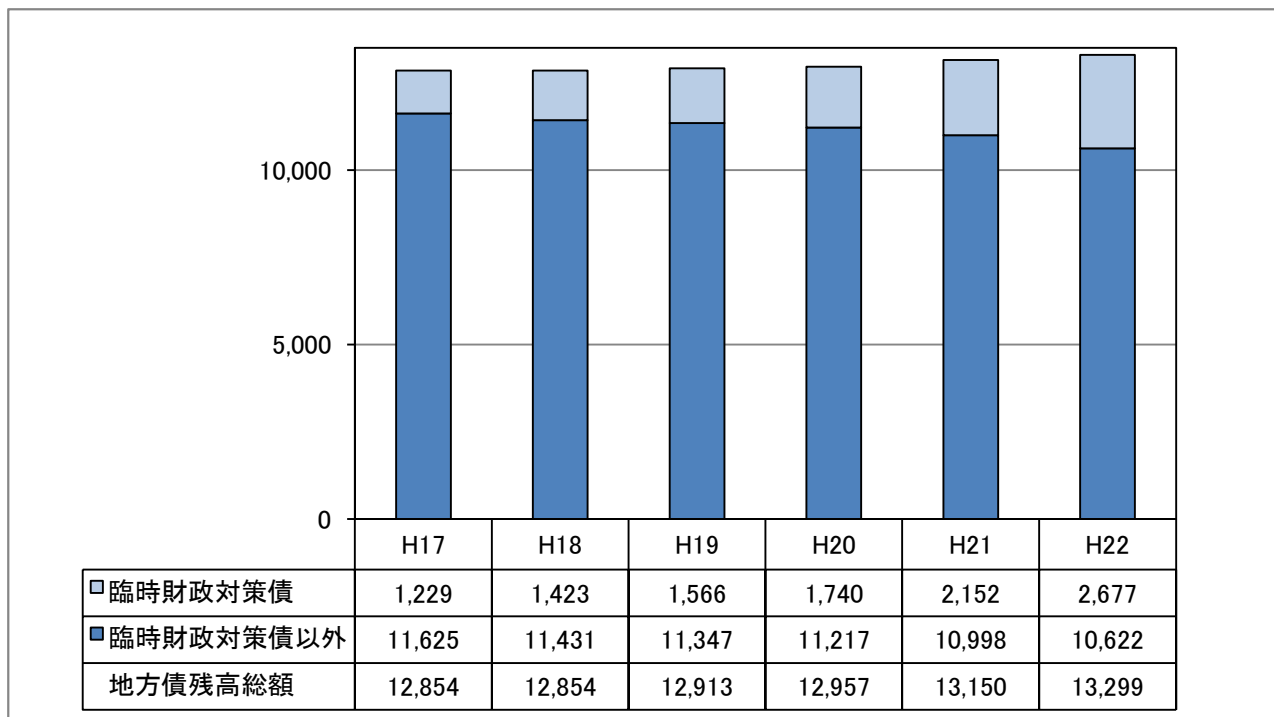
※各値については、監査委員の審査により今後変動する可能性がある。

(3) 地方債残高の状況

臨時財政対策債は増加しているものの、その他の県債は新規発行の抑制に努めたことから、臨時財政対策債を除く地方債残高は**減少**。

〔地方債残高の推移【普通会計ベース】〕

(単位：億円)



※ 特定資金公共投資事業債を除く。

【一般会計ベース】

(単位：億円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
臨時財政対策債	1,229	1,423	1,566	1,740	2,152	2,677
臨時財政対策債以外	11,483	11,312	11,197	11,058	10,827	10,382
地方債残高総額	12,712	12,735	12,763	12,798	12,979	13,059

平成20年度～平成22年度 普通会計決算の推移

(単位:千円)

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度
歳入	総額 A	706,889,557	745,537,496	743,009,601
歳出	総額 B	697,888,032	736,974,206	727,316,129
歳入歳出差引額 (A-B) C		9,001,525	8,563,290	15,693,472
翌年度へ繰り越すべき財源 D		6,587,689	7,036,915	12,735,736
実質収支 (C-D) E		2,413,836	1,526,375	2,957,736
単年度収支 F		356,662	△ 887,461	1,431,361
積立金 G		53,653	32,582	1,818,472
繰上償還金 H		178,665	228	2,245,511
積立金取崩し額 I		1,500,000	1,000,000	1,595,881
実質単年度収支 (F+G+H-I) J		△ 911,020	△ 1,854,651	3,899,463
参 考	標準税収入額 K	138,351,330	123,213,941	114,721,022
	普通交付税額 L	219,226,551	205,907,946	216,364,529
	臨時財政対策債発行可能額 M	24,613,933	49,723,494	62,942,796
	標準財政規模 (K+L+M) N	382,191,814	378,845,381	394,028,347
	実質収支比率 (E/N×100%)	0.63	0.40	0.75

平成22年度決算統計 普通会計歳入・歳出の増減比較

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年 度			平成 21 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
1 地方税	137,474,433	18.5	▲ 0.4	138,067,878	18.5	▲ 593,445
2 地方譲与税	18,553,193	2.5	80.5	10,281,475	1.4	8,271,718
4 地方特例交付金等	1,568,755	0.2	35.1	1,161,116	0.2	407,639
5 地方交付税	220,266,564	29.6	5.1	209,590,017	28.1	10,676,547
6 交通安全対策特別交付金	482,796	0.1	▲ 4.3	504,389	0.1	▲ 21,593
7 分担金及び負担金	5,411,417	0.7	▲ 13.6	6,264,192	0.8	▲ 852,775
8 使用料	5,283,034	0.7	▲ 35.9	8,240,498	1.1	▲ 2,957,464
9 手数料	2,497,016	0.3	▲ 2.2	2,554,451	0.3	▲ 57,435
10 国庫支出金	122,436,711	16.5	▲ 26.1	165,646,651	22.2	▲ 43,209,940
12 財産収入	2,768,653	0.4	42.9	1,937,045	0.3	831,608
13 寄附金	420,968	0.1	889.2	42,557	0.0	378,411
14 繰入金	32,401,193	4.4	65.0	19,641,765	2.6	12,759,428
15 繰越金	7,934,031	1.1	▲ 0.3	7,958,286	1.1	▲ 24,255
16 諸収入	68,680,427	9.2	20.8	56,861,036	7.6	11,819,391
17 地方債	116,830,410	15.7	0.0	116,786,140	15.7	44,270
歳 入 合 計	743,009,601	100.0	▲ 0.3	745,537,496	100.0	▲ 2,527,895

※参考

臨時財政対策債	62,942,700		26.6	49,723,400		13,219,300
地方交付税+臨時財政対策債	283,209,264		9.2	259,313,417		23,895,847

(歳出 目的別)

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年 度			平成 21 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
一 議会費	1,102,809	0.1	▲ 1.3	1,116,785	0.2	▲ 13,976
二 総務費	68,004,536	9.3	8.8	62,477,352	8.5	5,527,184
三 民生費	94,948,306	13.1	▲ 6.8	101,845,331	13.8	▲ 6,897,025
四 衛生費	28,256,230	3.9	▲ 18.4	34,619,480	4.7	▲ 6,363,250
五 労働費	12,891,067	1.8	▲ 5.4	13,627,329	1.8	▲ 736,262
六 農林水産業費	62,486,414	8.6	▲ 9.8	69,304,086	9.4	▲ 6,817,672
七 商工費	60,790,321	8.4	47.3	41,259,151	5.6	19,531,170
八 土木費	75,491,826	10.4	▲ 18.1	92,178,403	12.5	▲ 16,686,577
九 警察費	31,217,850	4.3	▲ 3.0	32,170,237	4.4	▲ 952,387
十一 教育費	152,722,901	21.0	▲ 0.3	153,178,980	20.8	▲ 456,079
十二 災害復旧費	1,008,105	0.1	145.8	410,151	0.1	597,954
十三 公債費	122,749,202	16.9	3.2	118,933,320	16.1	3,815,882
十六 利子割交付金	401,084	0.1	▲ 18.6	492,677	0.1	▲ 91,593
十七 配当割交付金	106,119	0.0	29.4	82,032	0.0	24,087
十八 株式等譲渡所得割交付金	28,985	0.0	▲ 19.2	35,891	0.0	▲ 6,906
十九 地方消費税交付金	13,437,025	1.8	▲ 0.2	13,460,153	1.8	▲ 23,128
二十 ゴル場利用税交付金	115,844	0.0	▲ 10.3	129,174	0.0	▲ 13,330
二一 特別地方消費税交付金	0	0.0	0.0	0	0.0	0
二二 自動車取得税交付金	1,557,505	0.2	▲ 5.8	1,653,674	0.2	▲ 96,169
歳 出 合 計	727,316,129	100.0	▲ 1.3	736,974,206	100.0	▲ 9,658,077

(歳出 性質別)

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年 度			平成 21 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
一 義務的経費	330,126,818	45.4	1.1	326,553,178	44.3	3,573,640
1 人件費	188,229,262	25.9	▲ 1.6	191,277,659	26.0	▲ 3,048,397
うち職員給	134,047,827	18.4	▲ 3.3	138,677,495	18.8	▲ 4,629,668
2 扶助費	19,920,855	2.7	16.1	17,158,063	2.3	2,762,792
3 公債費	121,976,701	16.8	3.3	118,117,456	16.0	3,859,245
二 投資的経費	151,136,264	20.8	▲ 6.7	162,033,129	22.0	▲ 10,896,865
1 普通建設事業費	150,128,321	20.7	▲ 7.1	161,623,805	21.9	▲ 11,495,484
①補助事業費	56,357,624	7.8	▲ 17.9	68,671,914	9.3	▲ 12,314,290
②単独事業費	80,192,614	11.0	9.1	73,472,928	10.0	6,719,686
③国直轄事業負担金	12,992,651	1.8	▲ 31.5	18,971,833	2.6	▲ 5,979,182
④同級他団体事業施行負担金	0	0.0	0.0	0	0.0	0
⑤受託事業費	585,432	0.1	15.4	507,130	0.0	78,302
2 災害復旧事業費	1,007,943	0.1	146.2	409,324	0.1	598,619
①補助事業費	827,040	0.1	127.2	363,968	0.1	463,072
②単独事業費	173,772	0.0	6372.0	2,685	0.0	171,087
③国直轄事業負担金	7,131	0.0	▲ 83.3	42,671	0.0	▲ 35,540
三 その他	246,053,047	33.8	▲ 0.9	248,387,899	33.7	▲ 2,334,852
1 物件費	27,487,546	3.8	7.8	25,493,519	3.5	1,994,027
2 維持補修費	7,635,100	1.1	27.4	5,993,765	0.8	1,641,335
3 補助費等	125,878,775	17.3	9.4	115,017,954	15.6	10,860,821
4 積立金	17,389,652	2.4	▲ 64.6	49,078,368	6.7	▲ 31,688,716
5 投資及び出資金	127,667	0.0	14.1	111,929	0.0	15,738
6 貸付金	59,881,510	8.2	29.1	46,367,395	6.3	13,514,115
7 繰出金	7,652,797	1.0	21.0	6,324,969	0.8	1,327,828
歳 出 合 計	727,316,129	100.0	▲ 1.3	736,974,206	100.0	▲ 9,658,077

普通会計決算 指標等の前年度比較
 〈決算関連指標〉

(単位：%)

	22年度	21年度	増減
経常収支比率	92.3	98.1	△ 5.8

〈健全化判断比率〉 いずれの指標も早期健全化基準に該当しない

	22年度	21年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	20.0
実質公債費比率	18.1	17.8	0.3	25.0	35.0
将来負担比率	204.3	228.2	△ 23.9	400.0	—

※連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置により、21年度決算 25%、22年度決算 20%、23年度決算～ 15%となる。

〈資金不足比率〉 いずれの会計も経営健全化基準に該当しない

	22年度	21年度	増減	経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度の恒常的な支出（経常的支出）にどの程度充当されているかを示す割合。

実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

連結実質赤字比率

全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金や実質的な元利償還金相当額の標準財政規模に対する比率。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

資金不足比率

各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合。

(参考)

平成20年度～平成22年度 一般会計決算の推移

(単位:千円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)
歳入総額 A	709,335,628	747,894,084	735,143,494
歳出総額 B	704,705,428	742,885,155	723,734,792
歳入歳出差引額 (A-B) C	4,630,200	5,008,929	11,408,702
翌年度へ繰り越すべき財源 D	2,543,722	3,750,412	8,890,245
実質収支 (C-D) E	2,086,478	1,258,517	2,518,457
単年度収支 F	390,400	△ 827,961	1,259,940
積立金 G	53,653	32,582	1,818,472
繰上償還金 H	178,665	228	2,245,511
積立金取崩し額 I	1,500,000	1,000,000	1,595,881
実質単年度収支 (F+G+H-I) J	△ 877,282	△ 1,795,151	3,728,042

(注)

平成22年度決算の数値は、地方自治法第233条の規定に基づき手続中のものである。

(地方自治法(抄))

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

(参考)

一般会計と普通会計の違いについて

普通会計とは、各地方公共団体間での財政比較や統一的な掌握を目的として、国が定めた地方財政統計上の統一的会計区分であり、公営事業会計以外の会計を総合してひとつの会計としてまとめたものである。

よって、一般会計及び特別会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計で経理されたものとして取り扱う必要がある。

また、普通会計に区分される一般会計と特別会計とを単純に加算した際、重複分が生じることから、これを取り除いて普通会計としている。

【会計区分の概念図】

